利付国庫債券（20年）(第133回)	1.8％	令和13年12月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第135回)	1.7％	令和14年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第140回)	1.7％	令和14年９月20日	18,400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第142回)	1.8％	令和14年12月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第143回)	1.6％	令和15年３月20日	2,600,000,000円
利付国庫債券（20年）(第144回)	1.5％	令和15年３月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第145回)	1.7％	令和15年６月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第150回)	1.4％	令和16年９月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第151回)	1.2％	令和16年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第153回)	1.3％	令和17年６月20日	400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第160回)	0.7％	令和19年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第161回)	0.6％	令和19年６月20日	2,800,000,000円
利付国庫債券（20年）(第162回)	0.6％	令和19年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第164回)	0.5％	令和20年３月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第172回)	0.4％	令和22年３月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第175回)	0.5％	令和22年12月20日	248,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第６回)	2.4％	令和13年11月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第18回)	2.3％	令和17年３月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第19回)	2.3％	令和17年６月20日	500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第22回)	2.5％	令和18年３月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）(第28回)	2.5％	令和20年３月20日	800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第30回)	2.3％	令和21年３月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）(第31回)	2.2％	令和21年９月20日	800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第32回)	2.3％	令和22年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第33回)	2.0％	令和22年９月20日	208,700,000,000円

○財務省告示第二百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年九月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第475回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で13,023,550,000円
6	払込金額	13,048,294,745円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年９月８日
10	発行価格	額面金額100円につき100円19銭
11	利率	年0.9％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{0.9}{100}$×$\frac{38}{365}$
13	初期利子	令和８年２月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.9}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年２月１日及び８月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年８月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年９月８日

○財務省告示第二百六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年九月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第179回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で2,809,700,000円
6	払込金額	2,810,542,910円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年９月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円３銭
11	利率	年1.0％